

重症障害児者に 422 施設「診療可」

静岡県調査「予想より多い」

重症心身障害児者対応に関する県の医療機関調査で、静岡県内の診療所全 2,737 施設（歯科医院を除く）の 15% に当たる 422 施設が「重症児者に何らかの診療が可能」と回答したことが 3 月 11 日までに分かった。関連調査は初めての実施。障害福祉課は「予想より多い数字」とし、承諾を得た施設名を公表して周知を始めた。

公表した施設は 112 か所。受診可能な診療項目とともに同課のホームページに掲載している。

重度の肢体不自由と知的障害が重複する重症児者の対応は専門知識と関連機器を必要とするため、病院に比べてマンパワーが少ない診療所の対応可能施設は限定的とみられていた。

このため当該患者側も、比較的症状の軽い風邪や

発熱であっても県立こども病院（静岡市葵区）や聖隷浜松病院（浜松市中区）など県内数か所の医療機関にかかる傾向が強かった。

静岡県は、地域の身近な開業医を受診できれば患者家族の負担軽減や安心感の獲得につながるとみる。今後、病態の基本知識を習得する研修や医師間交流会などを開き、受け皿を拡充していく方針。

ただ調査では、こうした事業を案内する情報提供を「希望しない」とした施設が設問に回答した 1,275 施設の 8 割を超えた。重症児者対応に関する医療従事者自身の関心が低い実態も明らかになった格好。静岡県は「課題が分かり、改善策を講じたい」と前向きに受け止める。

（静岡新聞・静岡 2016 年 4 月 2 日）